

Japan

Copyright Educational Association

国内・海外を問わず
権利調査から租税処理まで
著作権処理をフルサポート。



年間 3 千件を超える申請実績。

回答率 国内申請 99.29% 海外申請 91.94%

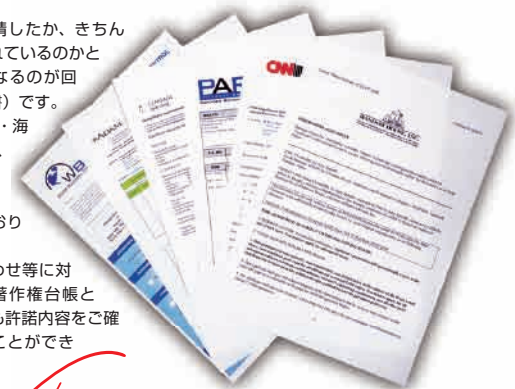
1 海外申請に強い

国内申請に比べ、海外への申請には非常に多くの時間を要します。権利関係が明確化されている分、エリアや媒体によって権利者が細かく別れ、複雑な場合もあります。小会は、わが国で最もよく利用されている英語教育教材を発行するオックスフォード大学出版局（OUP=Oxford University Press）との窓口業務の提携や英国教育機関の著作権処理団体 Heron 社との業務提携等により、スムーズな著作権処理環境を構築しています。

※海外申請回答率 91.94%
(申請ができたものに対する回答率)
2009 年度 8 月末実績



どこに申請したか、きちんと許諾は取れているのかという証拠になるのが回答書（許諾書）です。国内申請・海外申請とも、分類ファイリングしてお渡ししております。お問い合わせ等に対して、また著作権台帳としていつでも許諾内容をご確認いただくことができます。



4 許諾書（回答書）があるから安心です

回答書（許諾書）にはきちんと許諾情報が書かれていますが、問題集等を作成したときにその許諾情報が第三者にはわかりません。CLIC（著作物許諾情報確認システム）は、QR コードに著作物の許諾状況が埋め込まれておりますので問題集印刷の際に貼り込んでいただければ対外的に許諾の事実をアピールできます。



5 CLIC (QR コード) で許諾情報を確認

入試のご担当者様や入試問題を作成される先生方を対象とした、著作権セミナーを開催しております。毎回、最新情報と関心の高い題目を選び、質疑応答も交えながら進めています。ご参加頂いた皆様からは、実践に役立つと高い評価を頂いております。



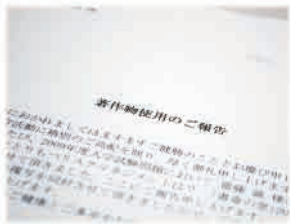
6 著作権セミナーの開催 3 会場（東京・名古屋・大阪）

3 使用報告書作成

「入試に使用させていただきました」という内容の報告書を申請書と一緒に送りしております。

使用報告書は法律で義務付けられてはおりませんが、いきなり何の連絡もなく「問題集に掲載させてください」というよりは、「使用しました」という報告書があるほうが著作権者にわかりやすく、スムーズに事が運びます。また学校様のご印鑑が押されていることなどでご安心頂けます。

※国により法律が違うため海外申請では入試利用でも使用料を請求される場合がありますので、申請時に入試での使用を伝えますが、あえて使用報告書は作成しません。



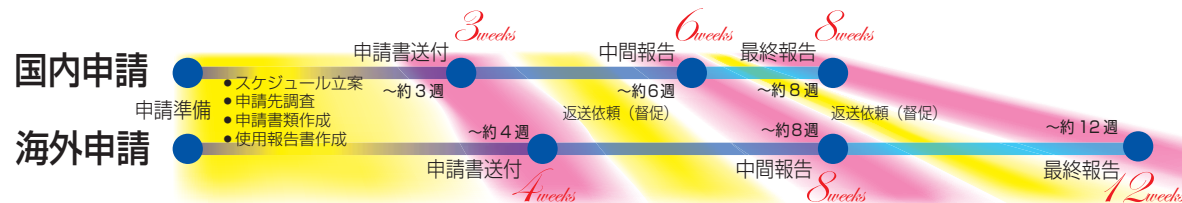
任せて安心、迅速、確実な権利処理。

ご依頼から処理完了まで国内申請 60 日・海外申請 90 日

権利処理完了までの流れ

入試問題の著作権処理には、ご依頼から業務終了まで、国内申請は約 2 ヶ月（8 週間）、海外申請は約 3 ヶ月（12 週間）程度のお時間を頂いております。特に 3 月末から 4 月末は業務依頼が集中します。

お急ぎの場合は、各入試終了後できるだけ早めに必要書類と実施済入試問題をお送りください。また、事前に印刷会社様と制作工程の打ち合わせを行い、余裕を持ってお申し込みください。



海外申請に必要な情報

入学試験問題を使って受験生向けの問題集の作成やインターネットでの公開を予定しているのであれば、問題作成時に二次利用許諾申請のための情報収集と保存をしておくといでしょう。

小会では、申請代行の際、必要なものとして、次にあげる情報及び書類のご準備をお願いしております。出典のメディアにより必要な情報及び書類が異なります。メディア別にあげておきますので参考にしてください。

	書籍	翻訳物	新聞	雑誌	インターネット
情報	著作者名 必要 フルネーム 著作物名 必要 著作物名(コーナータイトルやコンテンツタイトルではなく書籍の正式な名称) 出版社名 必要 発行日 必要 参照した書籍の発行年 ISBNコード 必要 試験使用範囲のページ数 必要	必要 翻訳者と原著作 必要 著作物名、章名 必要 必要 参照した書籍の発行年 必要 必要	著者名の記載がある場合は必要 必要 新聞名称、記事タイトル、コーナー名称・見出し等 必要 必要 掲載年月日:dd/mm/yyyy 必要 必要	著者名の記載がある場合は必要 必要 雑誌名称、記事タイトル、コーナー名称・見出し等 必要 必要 掲載日/号 週刊誌:dd/mm/yyyy号 月刊誌:mm/yyyy号 掲載日/号が正確に判れば不要 必要	著者名の記載がある場合は必要 必要 HP名称、コンテンツタイトル URL:TOPページと掲載ページ 必要 必要 ウェブサイトのコンテンツは、後日申請をしようとしても、既にページが削除されている場合も考えられます 必ずハードコピーを残しておいてください
資料	オリジナル著作物の使用箇所の複写 必要 改ざんの有無の事前確認用に使用 OUP等、出版社によっては、オリジナルの著作物の利用箇所の複写を求められる事があります 試験問題の実物または複写 必要 許諾申請に添付				

※¹ ISBNコード
同じ書名であっても、版により出版社が違う場合や同じ出版社であっても申請先が異なる場合があります。
ISBNコードは、出版物の固有番号で出版物を特定できる最も有効な手がかりになります。

※² 試験使用範囲のページ数
利用範囲のページNo.は、申請の際の必須事項であり、問題から著作物の使用範囲を特定するのは非常に困難ですので必ずページNo.を提示してください。

※³ コピーライト記述の複写
著作物の著作権を所有する者を特定する重要な情報です。必ず複写を残しておいてください。

2009 年度業務受託件数および申請状況

代行業務受託件数					申請状況（国内）			申請状況（海外）		
2009 年度 8 月末実績					2009 年度 8 月末実績（申請中を除く）			2009 年度 8 月末実績（申請中を除く）		
大 学	大学院	短期大学	中学校 高等学校	その他	申請結果	件 数	比 率	申請結果	件 数	比 率
141	14	17	23	6	許 諾	2,511	95.33%	許 諾	383	80.63%
					申請不要	22	0.84%	申請不要	7	1.47%
					申請せず*	52	1.97%	申請せず*	26	5.47%
					申請取下げ・打ち切り	21	0.80%	申請取下げ・打ち切り	33	6.95%
					非 許 諾	16	0.60%	非 許 諾	25	5.26%
					不 明	12	0.46%	不 明	1	0.21%
					合 計	2,634	100.00%	合 計	475	100.00%

※「申請せず」について
国内申請： 共著本で著作権所ではなかった
出版社から個人へ、個人から出版社へ申請が変わった
全体では 2 媒体の申し込みが部分的に 1 媒体のみの利用 等

海外申請： 改ざんが多く申請できない
出典情報が足りず申請できない
使用料が高額だと最初からわかっている場合
パスワード保護設定が許諾条件だが大学のホームページにパスワード設定ができない 等

著作物利用許諾の申請代行のご依頼について

小会指定の申込書類一式をご記入の上、メールあるいは郵送にてお申し込みください。
また、お見積もり等事前のご相談がございましたら小会事務局までお気軽にお電話ください。
ご相談はメールでも受付致しております。

お申し込み時に必要な書類

- ・書式1 許諾申請代行申込書
- ・書式2 申込事項確認書
- ・書式3 使用箇所一覧
- ・書式4 出典一覧
(上記4書類は小会ホームページからダウンロードできます)
- ・試験問題実物1部
(海外申請の場合上記のもの以外にも情報が必要となる場合がございます。
詳しくは、本パンフレットの「海外申請に必要な情報」をご覧ください)

ご相談窓口

担 当 部 署：管理部 TEL.0467-38-1590
ホームページ：<http://www.jcea.info/>
E - m a i l：kanribu@jcea.info



本 部：〒248-0027 鎌倉市笛田5-19-9
TEL.0467-38-1590 FAX.0467-38-1591 E-mail: kanribu@jcea.info

Japan Copyright Educational Association

Address: 5-19-9 Fueta, Kamakura, Kanagawa, Japan 248-0027
TEL: +81 467 38 1590 Fax: +81 467 38 1591 e-mail: copyright@jcea.info
URL: <http://www.jcea.info>

日本著作権教育研究会は、教育現場での著作物の利用を円滑に進めるための著作物利用許諾申請代行業務を行う非営利団体です。現在、中学、高校、大学延べ200校の学校教育教材、学校広報に関わる著作権処理業務を代行しています。

設立目的

教育機関の著作権への理解
著作権教育の普及
著作物の適正利用の推進

事業内容

- 1.入学試験問題の二次利用のための権利処理
- 2.補助教材(テキスト・問題集)等の第3者著作物利用のための権利処理
- 3.e-ラーニング教材等の第3者著作物利用のための権利処理

活動内容

- 1.著作権に関する相談
- 2.著作権に関するセミナーの開催
- 3.著作物利用許諾手続きの代行
- 4.著作権に関する研究
- 5.弁護士等の紹介

業務受託状況

2004(平成16)年	53団体
2005(平成17)年	108団体
2006(平成18)年	176団体
2007(平成19)年	179団体
2008(平成20)年	187団体
2009(平成21)年	201団体